

いばらき身障者等用駐車場 利用証制度

○いばらき身障者等用駐車場利用証制度とは？

ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場を本当に必要としている方が利用しやすい環境を整備するため、障害者、要介護者、難病患者、妊産婦及びけが人等の方などの申し出により、利用証を発行する制度です。

利用証は、県内全ての身障者等用駐車場で利用可能です。また、同様の制度を実施している府県と相互利用を行っています。

※令和8年4月1日から制度が改正されます。詳細は、県HP「いばらき身障者等用駐車場利用証制度」をご覧ください。

＜主な改正点＞

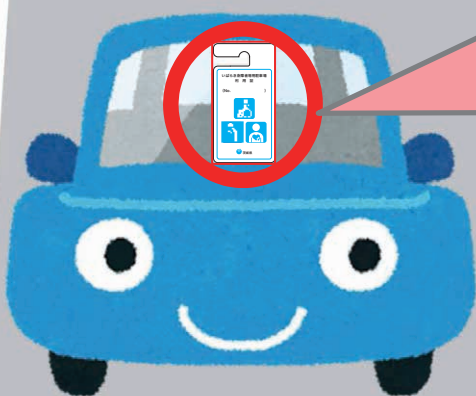
- ・利用証のデザインを変更いたしました。（青色：有効期限なし、橙色：有効期限あり）
- ・対象者を拡充しました。（けが人等の追加、多胎妊産婦の有効期限延長）



茨城県HP



障害のない方の利用は
ご遠慮ください



いばらき身障者等用駐車場
利 用 証

(No.)



茨城県

いばらき身障者等用駐車場
利 用 証

(No.)



有効期限

年 月 日

茨城県

身障者等用駐車場が満車の場合には、
利用証の交付を受けた方でも
駐車できない場合があります

！注意！

利用証は公安委員会が発行する駐車禁止除外指定車標章とは異なります。
道路の駐車禁止場所への駐車を許可するものではありません。
詳しくは、地元の警察署窓口にお問い合わせください。



身障者等用駐車場が適正に利用されますよう、
県民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



いばらき身障者等用駐車場利用証制度

利用証の交付対象となる方 下記のいずれかの基準に該当される方

○身体障害者手帳の程度が次の表に該当する方

区 分			等 級
視覚障害			4 級以上
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		3 級以上
	平衡機能障害		5 級以上
肢体不自由	上肢		2 級以上
	下肢		6 級以上
	体幹		5 級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による 運動機能障害	上肢機能	2 級以上
		移動機能	6 級以上
内部障害	心臓機能障害		4 級以上
	じん臓機能障害		〃
	呼吸器機能障害		〃
	ぼうこう又は直腸の機能障害		〃
	小腸機能障害		〃
	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害		〃
	肝臓機能障害		〃

○上記以外の対象者

知的障害者	療育手帳の障害の程度が「A」及び「㊤」の方
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の等級が「1 級」の方
要介護者	介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護 1」以上の方
難病患者	指定難病特定医療費受給者証等を交付された方 小児慢性特定疾病医療受給者証を交付された方
妊産婦	母子健康手帳を交付された方で妊娠 7 ヶ月～産後 6 ヶ月までの方 (令和 8 年 4 月 1 日から) 多胎の場合は、母子健康手帳を交付された方で妊娠 6 ヶ月～産後 1 年 6 ヶ月までの方
けが人等 (令和 8 年 4 月 1 日から)	医師の診断書等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方 (必要と認められる期間。但し、診断書等の発行日から原則 1 年まで)

利用証の交付基準に該当しなくなった場合や有効期限が切れた場合には、速やかに利用証交付窓口にご利用証を返却してください。

1 利用証の申請・ 交付・返却窓口	お住まいの市町村（障害福祉・社会福祉担当課等）
2 申請方法	交付基準に該当することが確認できる手帳などをご持参の上、上記の窓口へお越しください。 なお、郵送によることも可能です。この場合、申請書（様式は、県ホームページからダウンロードできます）に手帳などの写し及び返送用切手（180 円分）を同封の上、上記の窓口へ郵送してください。 ※代理申請も可能です。詳しくは、県ホームページをご覧ください。
3 お問い合わせ先	○申請・交付・返却のお問い合わせ お住まいの市町村（市役所・役場 障害福祉・社会福祉担当課等） ○制度についてのお問い合わせ 茨城県福祉部長寿福祉課 ☎ 029-301-3326  茨城県 H P